

複写

平成23年7月21日

〒163-6035

東京都新宿区西新宿 住友不動産新宿オークタワー35階
グレートインフォメーション株式会社 御中

特定非営利活動法人あいち消費者被害防止ネットワーク
理事長 杉浦市郎

(連絡先) 〒464-0824

名古屋市千種区稲舟通り1丁目39番地
生協生活文化会館内

事務局長 外山孝司

TEL: 052-782-5225

FAX: 052-781-8833

複写

差止請求書

複写

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供、消費者の被害の防止及び救済などを目的とし、平成22年4月14日に消費者団体訴訟制度の適格消費者団体として消費者契約法13条の内閣総理大臣の認定を受けている特定非営利活動法人（NPO法人）です。

平成23年5月19日付けで貴社に対してセキュリティマネー・ゴールドの利用規約の改訂を求めて申入れを行ったところ、貴社から同年6月16日付けで「貴団体からの申入れにつきましては、真摯に受け止めており、当社が提供するサービスの顧客満足の向上に活かして参る所存でございます」との回答がありました。しかし、同年7月20日時点では、利用規約が改訂された様子が全く見受けられません。そこで、当法人は、貴社に対して、消費者契約法44条1項の請求として、本差止請求書を送付します。本書が到達すべき時期から1週間を経過した後は、当法人は、貴社に対して消費者契約法が定める差止請求に係る訴えを提起することができます。つきましては、本差止請求書に対して、本書到達後1週間以内に文書で貴社の対応をご回答下さい。なお、本差止請求書の内容、貴社の回答の有無・内容及び本請求以降の経緯・内容等については、消費者被害発生防止の観点から、当法人のホームページその他適宜の方法により公表させていただきます。

敬具

第1 請求の要旨

- 1 当法人は、貴社に対し、貴社が消費者との間でセキュリティマネー・ゴールド利用契約を締結するに際し、
 - (1) 「プリペイド番号の有効期限は、プリペイド番号を購入した日から1年間とします。」等、セキュリティマネー・ゴールドの利用期間を限定する契約条項を含む契約の締結を行わないこと、
 - (2) 「当社は、利用者と本システム加盟店等との取引について一切の責任を負いません。」等、貴社の責任を不当に免除する契約条項を含む契約の締結を行わないこと、
 - (3) 「当社は、以下の各号に定める場合には、本システムの利用資格を制限、喪失させることができます。

複写

受付通番：2011072116034500100000 号

1 / 4頁

複写

- (1) 省略
 - (2) 省略
 - (3) その他当社が本システムの利用者として不適切と判断した場合。」
等、貴社の一方的抽象的な判断により利用資格を制限、喪失させることができる契約条項を含む契約の締結を行わないこと、
 - (4) 「当社は、以下の各号に定める場合には、本システムの利用資格を制限、喪失させることができます。
 - (1) 利用者が本システムの利用に関して、当社に虚偽の情報を通知した場合。
 - (2) 当社及び本システムの加盟店等の業務、運営を妨害する等不利益を及ぼした場合又はその恐れがある場合。
 - (3) その他当社が本システムの利用者として不適切と判断した場合。」
等、返金の額及び方法を定めずに利用資格を制限、喪失させることができる契約条項を含む契約の締結を行わないこと、
 - (5) 「当社は、セキュリティーマネーのホームページ上において一定の予告期間を設けて告知することにより、本規約を利用者の同意なく変更することができます。予告期間経過後は、自動的に変更後の利用規約が適用されるものとします。」等、貴社が一方的に有利に利用規約を変更できる契約条項を含む契約の締結を行わないこと、
 - (6) 「本規約に関する一切の訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。」等、専属的な合意管轄を定める契約条項を含む契約の締結を行わないことを求めます。
- 2 当法人は、貴社に対し、上記の契約条項が記載された書面、電子データを破棄することを求めます。
- 3 当法人は、貴社に対し、上記の契約条項を含む契約の締結を行わないことを、貴社内、セキュリティーマネー・ゴールドの販売店及び加盟店に周知徹底することを求めます。

複写

第2 紛争の要点

1 請求の要旨 1 (1) について

セキュリティーマネー・ゴールドの利用規約第5条は「プリペイド番号の有効期限は、プリペイド番号を購入した日から1年間とします。」と定めています。

しかし、利用者の貴社に対する権利は債権ですので、民法上、その消滅時効期間は10年です。利用者は、本来は、この10年間の消滅時効により権利が消滅しない限り権利行使が可能です。しかし、本条項は、プリペイド番号の有効期限を1年間としており、消費者の権利を制限しています。

そして、①民法上の消滅時効期間が10年間であるのに対して、本条項は1年間と定めており極めて短期間であること、②民法上の消滅時効には中断制度があるのに対して、本規約には中断制度がないこと、③販売しているセキュリティーマネー・ゴールドは3000円、5000円、1万円、2万5000円であるのに対して、利用目的物の価額は必ずしもセキュリティーマネー・ゴールドの販売価額とは整合的ではなく、利用残額が発生しうること、④利用残額について払戻しが行われないこと、⑤1年間という極めて短期間の期間制限を設ける実質的な理由は見あたらないこと、などに鑑みると、本条項は、信義則に反して、消費者の利益を一方的に害しております。従って、本条項は、消費者契約法10条により無効となります。

そこで、本条項のようなセキュリティーマネー・ゴールドの利用期間を限定する契約条項を含む契約の締結を行わないことを求めます。

複写

2 請求の要旨1(2)について

セキュリティーマネー・ゴールドの利用規約第8条(2)は「当社は、利用者と本システム加盟店等との取引について一切の責任を負いません。」と定めています。

しかし、貴社は、第三者型前払式支払手段の発行者としてセキュリティーマネー・ゴールドを発行しております。

そして、前払式支払手段の発行者は内閣総理大臣の登録制であり(資金決済法7条)、前払式支払手段により提供を受けることができる役務が、公の秩序又は善良の風俗を害し又は害するおそれがあるものでないことを確保するために必要な措置を講じていない場合は、登録が許されません(同法10条1項3号)。登録後であっても、同法10条1項3号に該当するようになった場合は、登録を取り消されることがあります(同法27条1項)。

これらの規定からすると、貴社には、セキュリティーマネー・ゴールドが公序良俗に反するおそれがあることに利用されないように必要な措置を講じる義務があります。従って、貴社がこの義務を怠った結果、利用者が損害を被った場合は、貴社は、利用者に対して損害賠償義務を負うこととなります。

しかし、利用規約8条(2)は、利用者と加盟店との取引について、貴社が上記義務を怠ったか否かを問わず、一切責任を負わないとしています。このような条項は、事業者の損害賠償責任の不当免除を制限した消費者契約法8条1項1号乃至4号に該当し、無効となります。そこで、本条項のような貴社の責任を不当に免除する契約条項を含む契約の締結を行わないことを求めます。

3 請求の要旨1(3)について

セキュリティーマネー・ゴールドの利用規約第10条(3)は、貴社の一方的な判断により、利用者の権利を剥奪するものであり、消費者の権利を制限し、信義則に反して、消費者の利益を一方的に害する条項として、消費者契約法10条により無効となる可能性があります。

そこで、本条項のような貴社の一方的な抽象的な判断により利用資格を制限、喪失させることのできる契約条項を含む契約の締結を行わないことを求めます。

4 請求の要旨1(4)について

セキュリティーマネー・ゴールドの第10条(1)乃至(3)は、一定の場合に利用資格を制限、喪失させる条項であり、貴社に利用者との契約についての解除権を与えたことになっております。この場合に返金が行われないとすると、貴社は契約の解除に伴って違約金を徴収していることとなります。

しかし、消費者契約法9条1項は、解除に伴って生じる平均的な損害を超える違約金を定める条項は、その超える部分について無効と定めております。従って、全く返金しない場合は、平均的な損害を超える違約金の定めということになり、消費者契約法9条1項により無効になります。

そこで、本条項のような返金の額及び方法を定めずに利用資格を制限、喪失させることのできる契約条項を含む契約の締結を行わないことを求めます。

5 請求の要旨1(5)について

セキュリティーマネー・ゴールドの利用規約第12条は「当社は、セキュリティーマネーのホームページ上において一定の予告期間を設けて告知することにより、本規約を利用者の同意なく変更することができます。予告期間経過後は、自動的に変更後の利用規約が適用されるものとします。」と定めています。

しかし、セキュリティーマネー・ゴールドを購入した利用者は、利用規約に記載された要領に従ってセキュリティーマネー・ゴールドを利用することができるとされており(規約第

4条)。従って、利用規約は、利用者の権利行使の方法を定めるものです。

また、前記したとおり、貴社は、利用規約所定の一定の事由がある場合にはセキュリティーマネー・ゴールドの利用資格を制限、喪失させることができるとされています（利用規約10条）。利用資格が制限・喪失させられるのですから、この定めは実質的には利用者の義務を定めているとも言えます。

以上のとおり、利用規約は権利行使の方法や利用者の義務を定めるものです。

このような利用規約について、貴社に一方的に有利に規約を変更できる権限を認める必要性はありません。

そして、予告期間は「一定」とされているだけであり、明確に予告期間が定められているわけではない以上、予告期間が無いに等しい場合も想定されます。また、予告方法は「セキュリティーマネーのホームページ上」とされているだけであり、不特定多数の利用者に対する告知方法としては不十分です。これらのことからすると、利用規約変更の手続きとしても適正さが欠けていると言わざるを得ません。

従って、本条項は、適正さを欠く手続により利用者の不利益に利用規約が変更される点で、信義則に反して一方的に消費者の利益を害しており、消費者契約法10条により無効となります。

そこで、本条項のような貴社が一方的に有利に利用規約を変更できる契約条項を含む契約の締結を行わないことを求めます。

6 請求の要旨1(6)について

セキュリティーマネー・ゴールドの利用規約第13条(2)は「本規約に関する一切の訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。」と定めています。

本条項によれば、東京地方裁判所の管轄外に居住する利用者が貴社と訴訟を行う場合、東京まで行って訴訟を行わなければならないこととなります。

しかし、セキュリティーマネー・ゴールドの利用者は日本全国にいて、必ず東京地方裁判所において訴訟をしなければならないとすると、貴社が得る利益に比して消費者の被る不利益は多大なものとなります。

また、専属的合意管轄でも移送の対象となりますが、移送の申立をすればかならず認められるわけではありません。

これらのことに鑑みると、本条項は、消費者の利益を一方的に害し、消費者契約法10条により無効となります。

そこで、本条項のような専属的な合意管轄を定める契約条項を含む契約の締結を行わないことを求めます。

7 請求の要旨2, 3について

消費者契約法は、適格消費者団体に対して、不当行為の停止を求める権限を付与しただけではなく、不当行為の停止または予防のために必要な措置をとることを求める権限も付与しております（消費者契約法12条）。

そこで、前記1乃至6項の不当条項の使用停止を求めるとともに、その予防措置として、不当条項が記載された書面、電子データを破棄すること、並びに、不当条項を含む契約の締結を行わないことを貴社内、セキュリティーマネー・ゴールドの販売店及び加盟店に周知徹底することを求めます。

第3 訴えを提起する予定の裁判所

名古屋地方裁判所

以上

差出人

〒464-0824 名古屋市千種区稲舟通り一丁目39番地生協生活文化会館

特定非営利活動法人あいち消費者被害防止

ネットワーク 理事長 杉浦市郎

(付記)

受取人

〒163-6035 東京都新宿区西新宿住友不動産新宿オークタワー35階

グレートインフォメーション株式会社 御中

郵便認証司

平成23年7月21日

この郵便物は平成23年7月21日

第10270203554号書留内容証明郵便物

として差し出したことを証明します。

郵便事業株式会社

受付通番：2011072116034500100000号

4 / 4頁

東京
23. 7. 21

12-18